

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抜粋）

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第 45 条 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 1 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (2) パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 2 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）
- (3) 六ふっ化硫黄
- (4) 三ふっ化窒素

2 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める工場等は、次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げるエネルギーの年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量について、当該アからウまでに掲げるエネルギーの区分に応じ、それぞれアからウまでに定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量（次号及び第 45 条の 3 において「原油換算エネルギー使用量」という。）が、1,500 キロリットル以上である工場等

ア 前年度において使用した化石燃料（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する化石燃料をいう。以下同じ。）

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号。イ及びウにおいて「省令」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる方法

イ 前年度において他人から供給された熱（化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であって、当該熱のみを供給する者から供給されたものを除く。） 省令第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

ウ 前年度において他人から供給された電気（化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であって、当該電気のみを供給する者から供給されたものを除く。） 省令第 4 条第 3 項各号に掲げる方法

- (2) 原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル未満であって、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置している工場等

- (3) 排出したハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素のいずれかの量を二酸化炭素に換算した量が前年度の 12 月 31 日以前の 1 年間当たり 3,000 トン以上である工場等

3 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100 台

- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100 台

- (3) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175 台

4 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項（第 2 項第 2 号に掲げる工場等にあつては、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- (1) 工場等の名称及び所在地
- (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
- (3) 事業活動に伴って使用する第 2 項第 1 号アからウまでに掲げるエネルギーの量（自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数）
- (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
- (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
- (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）
- (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
- (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項

5 条例第142条の2第1項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日までにしなければならない。

(措置の結果の報告)

第45条の2 条例第142条の3第2項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の7月31日までにしなければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表の対象)

第45条の3 条例第142条の4第2項に規定する規則で定める特定規模排出事業者は、第45条第2項各号に掲げる工場等(同項第2号に掲げる工場等にあつては、原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上であるものに限る。)を設置し、又は管理している者及び同条第3項に規定する自動車運送事業者とする。

附 則

1～4 (略)

(特定物質排出抑制計画の提出期限の特例)

5 令和3年度に新たに第45条第2項各号に掲げる工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者及び同年度に新たに同条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「令和4年7月31日」とする。

附 則(平成15年9月30日規則第79号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第45条第2項に規定する工場等(改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等に該当するものを除く。)を設置し、又は管理している者及びこの規則の施行の際現に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者である者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成18年12月28日」とする。

附 則(平成26年6月12日規則第24号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項に1号を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第45条第2項第3号及び第45条の4第1項第2号の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、これらの規定中「六ふっ化硫黄又は三ふっ化窒素」とあるのは、「又は六ふっ化硫黄」とする。

3 次に掲げる者(この規則の施行の日前に環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。)第142条の2第1項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した者を除く。)に対する改正後の規則第45条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成26年12月26日」とする。

(1) この規則の施行の際現に改正後の規則第45条第2項第2号又は第3号に規定する工場等を設置し、又は管理している者

(2) 平成26年度に改正後の規則第45条第2項第1号に規定する工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者

(3) 平成26年度に改正後の規則第45条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者

4 平成25年度において講じた措置の結果に係る条例第142条の3第2項の規定による報告に対する改正後の規則第45条の2の規定の適用については、同条中「7月31日」とあるのは、「12月26日」とする。